第

811

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 4月22日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 O Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

金養子の用紙

Q:私には子供がありませんので、養子をもらいたいと思っています。養子縁組をするにはどうすればいいのでしょうか。

▲ :市区町村役場に「養子縁組届」の定型 用紙がありますので、必要事項を記入し提出 してください。

【解説】

養子制度は、自然の血の繋がりではなく、 人為的に親子関係を作り出す制度です。普通 養子制度の場合、養子縁組をしても養子とそ の実親との関係は従来のまま残りますので、 養子は養親と実親双方の相続人になります。

普通の養子縁組が実親との親族関係が存続するのに対し、親族関係が終了する縁組を特別養子制度といい、普通養子制度とは次のように異なっています。

	特別養子	普通養子
養親の	25歳以上の夫婦で	成人である者
制限	共に養親	
養子の	原則として6歳未	養親より年少者
制限	満	
縁組の	家庭裁判所の審判	養子が未成年でな
手続き	が必要	ければ当事者の届
		出のみ
実親等	実親の同意が必要	養子が15歳未満の
の同意		ときは、法定代理
		人が承諾をする
親子	実親との親族関係	実親との親族関係
関 係	は終了する	は存続する
戸籍の	養子との文言の記	養子と明記される
記載	載がない	







